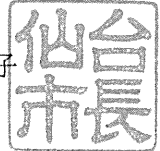


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 8 月 8 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社タイハク 代表取締役 佐藤 泰行

住所 名取市高館熊野堂字今成西 37 番地

名称 株式会社タイハク太白坪沼宿畑資材置場造成事業

種別 区画形質の変更

目的 資材置場及び取付道路の造成・整備を行うため。

内容 当該地は太白区坪沼字宿畑及び砂田に位置し、現在は原野・山林及び農地となっている。事業面積は約 37,985.30 m²で開発の目的は資材置場及び取付道路の整備を行うものであり、造成を 24,736.53 m²行う。

尚、資材置場の主要となる資材については、自社で運営しているコンクリート製造に必要な骨材（砂・碎石）等のストック場が主な目的となる。

位置 仙台市太白区坪沼

字宿畑 36-3、37-1、37-2、38-1、38-2、39、40、41-1、41-2、42-1、43-1、43-2、
44-3、45-1、46

字砂田 46-48、47、49-1、50、52-1、53-1

字山田 79-1

面積・約 37,985.30 m²

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。